

委託研究契約書 対照表 [START 大学・エコシステム推進型(スタートアップ・エコシステム形成支援)／大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム]

(新) 令和7年度「戦略的創造研究推進事業」	(新) 令和7年度「START 大学・エコシステム推進型(スタートアップ・エコシステム形成支援)／大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム」	(旧) 令和6年度「START 大学・エコシステム推進型(スタートアップ・エコシステム形成支援／大学推進型)／大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム(大学等・企業等(スタートアップ以外))」	備考
<p>《文書番号種別》第《文書番号》号 委託研究契約書</p> <p>国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)と《契約先機関名》(以下「乙」という。)は、下記契約項目(1)に記載の研究題目等について、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) 甲は、乙を「《大学等/企業等》」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。 (1)研究題目等: 契約番号「《契約 ID》」 事業「《事業名》」(以下「本事業」という。) 研究タイプ「《研究タイプ名》」 研究領域「《研究領域名》」 研究課題「《研究課題名》」 研究代表者「《研究代表者氏名》」 研究題目「《研究題目名》」 (2)研究担当者:《所属部署名》 《研究担当者氏名》《研究担当者役職名》 (3)契約期間:《契約期間開始日》から《契約期間終了予定日》まで(本研究が中止された場合はその時まで) (4)当事業年度及び翌事業年度委託研究費 甲は、次に掲げる本契約金額の限度内において、乙が委託研究の実施に要する経費を乙に支払うものとする。 当事業年度:《当年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(当年度(計))》円) 翌事業年度:《翌年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(翌年後(計))》円) (※1)当事業年度とは、令和7年4月1日から翌年の3月31までの1事業年度をいう。 (※2)当事業年度委託研究費の内訳は、別記1の1のとおりとする。 (※3)当事業年度及び翌事業年度における委託研究費は、本研究に対し甲が行う評価等及び別記3一般条項第16条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 (5)当事業年度における研究目的及び内容:別記1の3のとおりとする。なお、本研究の実施にあたっては、別途、甲が承認した研究計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進める</p>	<p>《文書番号種別》第《文書番号》号 委託研究契約書</p> <p>国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)と《契約先機関名》(以下「乙」という。)は、下記契約項目(1)に記載の研究題目等について、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) 甲は、乙を「《大学等/企業等》」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。 (1)研究題目等: 契約番号「《契約 ID》」 事業「《事業名》」(以下「本事業」という。) 研究タイプ「《研究タイプ名》」 研究領域「《研究領域名》」 研究課題「《研究課題名》」 研究代表者「《研究代表者氏名》」 研究題目「《研究題目名》」 (2)研究担当者:《所属部署名》 《研究担当者氏名》《研究担当者役職名》 (3)契約期間:《契約期間開始日》から《契約期間終了予定日》まで(本研究が中止された場合はその時まで) (4)当事業年度及び翌事業年度委託研究費 甲は、次に掲げる本契約金額の限度内において、乙が委託研究の実施に要する経費を乙に支払うものとする。 当事業年度:《当年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(当年度(計))》円) 翌事業年度:《翌年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(翌年後(計))》円) (※1)当事業年度とは、令和7年4月1日から翌年の3月31までの1事業年度をいう。 (※2)当事業年度委託研究費の内訳は、別記1の1のとおりとする。 (※3)当事業年度及び翌事業年度における委託研究費は、本研究に対し甲が行う評価等及び別記3一般条項第16条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 (5)当事業年度における研究目的及び内容:別記1の3のとおりとする。なお、本研究の実施にあたっては、別途、甲が承認した研究計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進める</p>	<p>《文書番号種別》第《文書番号》号 委託研究契約書</p> <p>国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)と《契約先機関名》(以下「乙」という。)は、下記契約項目(1)に記載の研究題目等について、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) 甲は、乙を「《大学等/企業等》」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。 (1)研究題目等: 契約番号「《契約 ID》」 事業「《事業名》」(以下「本事業」という。) 研究タイプ「《研究タイプ名》」 研究領域「《研究領域名》」 研究課題「《研究課題名》」 研究代表者「《研究代表者氏名》」 研究題目「《研究題目名》」 (2)研究担当者:《所属部署名》 《研究担当者氏名》《研究担当者役職名》 (3)契約期間:《契約期間開始日》から《契約期間終了予定日》まで(本研究が中止された場合はその時まで) (4)当事業年度及び翌事業年度委託研究費 甲は、次に掲げる本契約金額の限度内において、乙が委託研究の実施に要する経費を乙に支払うものとする。 当事業年度:《当年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(当年度(計))》円) 翌事業年度:《翌年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(翌年後(計))》円) (※1)当事業年度とは、令和6年4月1日から翌年の3月31までの1事業年度をいう。 (※2)当事業年度委託研究費の内訳は、別記1の1のとおりとする。 (※3)当事業年度及び翌事業年度における委託研究費は、本研究に対し甲が行う評価等及び別記3一般条項第16条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 (5)当事業年度における研究目的及び内容:別記1の3のとおりとする。なお、本研究の実施にあたっては、別途、甲が承認した研究計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進める</p>	<p>赤字:今回の改定箇所。</p> <p>水色マーカー:左列と中列との相違箇所</p> <p>財源に基金を用いる事業は、「事業名」末尾に財源を付記('…事業(基金)').</p>

<p>もとのする。</p> <p>(6)別記の取扱い: 別記1 委託研究費内訳等、別記2 読替規定、別記3 一般条項、別記4 知財条項、別記5 特別条項は、本契約の一部であり、本契約に規定されているものとして扱われる。なお、別記において、一般条項又は知財条項と特別条項との間に矛盾が生じる場合は、特別条項の定めが優先して適用されるものとする。</p> <p>本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。</p> <p>『締結日』</p> <p>(甲) 東京都千代田区四番町5番地3 国立研究開発法人科学技術振興機構 分任研究契約担当者 契約部長 ○○ ○○</p> <p>(乙)</p>	<p>もとのする。</p> <p>(6)別記の取扱い: 别記1 委託研究費内訳等、別記2 読替規定、別記3 一般条項、別記4 知財条項、別記5 特別条項は、本契約の一部であり、本契約に規定されているものとして扱われる。なお、別記において、一般条項又は知財条項と特別条項との間に矛盾が生じる場合は、特別条項の定めが優先して適用されるものとする。</p> <p>本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。</p> <p>『締結日』</p> <p>(甲) 東京都千代田区四番町5番地3 国立研究開発法人科学技術振興機構 分任研究契約担当者 契約部長 ○○ ○○</p> <p>(乙)</p>	<p>もとのする。</p> <p>(6)別記の取扱い: 别記1 委託研究費内訳等、別記2 読替規定、別記3 一般条項、別記4 知財条項、別記5 特別条項は、本契約の一部であり、本契約に規定されているものとして扱われる。なお、別記において、一般条項又は知財条項と特別条項との間に矛盾が生じる場合は、特別条項の定めが優先して適用されるものとする。</p> <p>本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。</p> <p>『締結日』</p> <p>(甲) 東京都千代田区四番町5番地3 国立研究開発法人科学技術振興機構 分任研究契約担当者 契約部長 ○○ ○○</p> <p>(乙)</p>																																																
<p>別記1 委託研究費内訳等</p> <p>1 当事業年度委託研究費の内訳</p>	<p>別記1 委託研究費内訳等</p> <p>1 当事業年度委託研究費の内訳</p>	<p>別記1 委託研究費内訳等</p> <p>1 当事業年度委託研究費の内訳</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費・謝金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直接経費計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>間接経費 [間接経費率×間接経費率]%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(直接経費計+間接経費)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目	金額(円)	物品費		旅費		人件費・謝金		その他		直接経費計		間接経費 [間接経費率×間接経費率]%		合計(直接経費計+間接経費)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費・謝金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直接経費計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>間接経費 [間接経費率×間接経費率]%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(直接経費計+間接経費)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目	金額(円)	物品費		旅費		人件費・謝金		その他		直接経費計		間接経費 [間接経費率×間接経費率]%		合計(直接経費計+間接経費)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費・謝金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直接経費計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>間接経費 [間接経費率×間接経費率]%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(直接経費計+間接経費)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目	金額(円)	物品費		旅費		人件費・謝金		その他		直接経費計		間接経費 [間接経費率×間接経費率]%		合計(直接経費計+間接経費)	
費目	金額(円)																																																	
物品費																																																		
旅費																																																		
人件費・謝金																																																		
その他																																																		
直接経費計																																																		
間接経費 [間接経費率×間接経費率]%																																																		
合計(直接経費計+間接経費)																																																		
費目	金額(円)																																																	
物品費																																																		
旅費																																																		
人件費・謝金																																																		
その他																																																		
直接経費計																																																		
間接経費 [間接経費率×間接経費率]%																																																		
合計(直接経費計+間接経費)																																																		
費目	金額(円)																																																	
物品費																																																		
旅費																																																		
人件費・謝金																																																		
その他																																																		
直接経費計																																																		
間接経費 [間接経費率×間接経費率]%																																																		
合計(直接経費計+間接経費)																																																		
<p>(※1)消費税額及び地方消費税額を含む。</p> <p>(※2)契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合、翌事業年度以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における研究計画書に基づき当該事業年度が開始</p>	<p>(※1)消費税額及び地方消費税額を含む。</p> <p>(※2)契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合、翌事業年度以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における研究計画書に基づき当該事業年度が開始</p>	<p>(※1)消費税額及び地方消費税額を含む。</p> <p>(※2)契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合、翌事業年度以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における研究計画書に基づき当該事業年度が開始</p>																																																

<p>するまでに取り決めるものとする。 (※3)間接経費率とは、間接経費を算出するための直接経費計に乗ずる係数である。</p>	<p>するまでに取り決めるものとする。 (※3)間接経費率とは、間接経費を算出するための直接経費計に乗ずる係数である。</p>	<p>するまでに取り決めるものとする。 (※3)間接経費率とは、間接経費を算出するための直接経費計に乗ずる係数である。</p>																															
<p>2 本契約における費目間流用の取扱い 本研究の実施上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%(この額が以下に定める最低基準額に満たない場合は当該最低基準額)を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。</p>	<p>2 本契約における費目間流用の取扱い 本研究の実施上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%(この額が以下に定める最低基準額に満たない場合は当該最低基準額)を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。</p>	<p>2 本契約における費目間流用の取扱い 本研究の実施上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%(この額が以下に定める最低基準額に満たない場合は当該最低基準額)を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>研究タイプ</th><th>最低基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戦略的創造研究推進事業</td><td>全ての研究タイプ</td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>社会技術研究開発事業</td><td>社会技術研究開発</td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>低炭素社会実現のための社会シナリオ研究事業</td><td>社会シナリオ研究</td><td>500万円</td></tr> </tbody> </table>	事業	研究タイプ	最低基準額	戦略的創造研究推進事業	全ての研究タイプ	500万円	社会技術研究開発事業	社会技術研究開発	500万円	低炭素社会実現のための社会シナリオ研究事業	社会シナリオ研究	500万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>研究タイプ</th><th>最低基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究成果展開事業</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 産学共同 (育成型、本格型、ステージI (育成フェーズ)、ステージII (本格フェーズ)) 大学発新産業創出プログラム (START) プロジェクト推進型 事業プロモーター支援/SBIR フェーズ1支援 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援 </td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>大学発新産業創出基金事業</td><td> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援 ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム スタートアップ・エコシステム共創プログラム </td><td>500万円</td></tr> </tbody> </table>	事業	研究タイプ	最低基準額	研究成果展開事業	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 産学共同 (育成型、本格型、ステージI (育成フェーズ)、ステージII (本格フェーズ)) 大学発新産業創出プログラム (START) プロジェクト推進型 事業プロモーター支援/SBIR フェーズ1支援 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援 	500万円	大学発新産業創出基金事業	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援 ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム スタートアップ・エコシステム共創プログラム 	500万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>研究タイプ</th><th>最低基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究成果展開事業</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 産学共同 (育成型、本格型) 大学発新産業創出プログラム (START) プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援/SBIR フェーズ1支援 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援/大学推進型 </td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>大学発新産業創出基金事業</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 可能性検証 プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援 ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム スタートアップ・エコシステム共創プログラム </td><td>100万円</td></tr> </tbody> </table>	事業	研究タイプ	最低基準額	研究成果展開事業	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 産学共同 (育成型、本格型) 大学発新産業創出プログラム (START) プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援/SBIR フェーズ1支援 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援/大学推進型 	500万円	大学発新産業創出基金事業	<ul style="list-style-type: none"> 可能性検証 プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援 ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム スタートアップ・エコシステム共創プログラム 	100万円	追加となる研究タイプを追記、終了となった研究タイプを削除
事業	研究タイプ	最低基準額																															
戦略的創造研究推進事業	全ての研究タイプ	500万円																															
社会技術研究開発事業	社会技術研究開発	500万円																															
低炭素社会実現のための社会シナリオ研究事業	社会シナリオ研究	500万円																															
事業	研究タイプ	最低基準額																															
研究成果展開事業	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 産学共同 (育成型、本格型、ステージI (育成フェーズ)、ステージII (本格フェーズ)) 大学発新産業創出プログラム (START) プロジェクト推進型 事業プロモーター支援/SBIR フェーズ1支援 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援 	500万円																															
大学発新産業創出基金事業	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援 ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム スタートアップ・エコシステム共創プログラム 	500万円																															
事業	研究タイプ	最低基準額																															
研究成果展開事業	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 産学共同 (育成型、本格型) 大学発新産業創出プログラム (START) プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援/SBIR フェーズ1支援 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援/大学推進型 	500万円																															
大学発新産業創出基金事業	<ul style="list-style-type: none"> 可能性検証 プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援 ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム スタートアップ・エコシステム共創プログラム 	100万円																															
<p>3 当事業年度における研究目的及び内容 《当年度目的》</p>	<p>3 当事業年度における研究目的及び内容 《当年度目的》</p> <p style="text-align: right;">「この頁、以下余白」</p>	<p>3 当事業年度における研究目的及び内容 《当年度目的》</p> <p style="text-align: right;">「この頁、以下余白」</p>																															
<p>別記2 読替規定 契約項目(1)に掲げる事業及び研究タイプにより、本契約における用語を以下のとおり読み替えるものとする。ただし、固有名詞中に用いられている部分は除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>研究タイプ</th><th>読替内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戦略的創造研究推進事業</td><td>ERATO</td><td>「研究領域」を「研究プロジェクト」に 「研究代表者」を「研究総括」に</td></tr> <tr> <td></td><td>ALCA-</td><td>「研究領域」を「技術領域」に</td></tr> </tbody> </table>	事業	研究タイプ	読替内容	戦略的創造研究推進事業	ERATO	「研究領域」を「研究プロジェクト」に 「研究代表者」を「研究総括」に		ALCA-	「研究領域」を「技術領域」に	<p>別記2 読替規定 契約項目(1)に掲げる事業及び研究タイプにより、本契約における用語を以下のとおり読み替えるものとする。ただし、固有名詞中に用いられている部分は除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>研究タイプ</th><th>読替内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	事業	研究タイプ	読替内容				<p>別記2 読替規定 契約項目(1)に掲げる事業及び研究タイプにより、本契約における用語を以下のとおり読み替えるものとする。ただし、固有名詞中に用いられている部分は除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>研究タイプ</th><th>読替内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	事業	研究タイプ	読替内容													
事業	研究タイプ	読替内容																															
戦略的創造研究推進事業	ERATO	「研究領域」を「研究プロジェクト」に 「研究代表者」を「研究総括」に																															
	ALCA-	「研究領域」を「技術領域」に																															
事業	研究タイプ	読替内容																															
事業	研究タイプ	読替内容																															

	Next	「研究課題」を「研究開発課題」に 「研究題目」を「研究開発題目」に 「研究代表者」を「研究開発代表者」に 「研究計画書」を「研究開発計画書」に 「研究期間」を「研究開発期間」に		
	CRONOS	「研究領域」を「領域」に 「研究課題」を「研究開発課題」に 「研究題目」を「研究開発題目」に 「研究代表者」を「研究開発代表者」に 「研究計画書」を「研究開発計画書」に 「研究期間」を「研究開発期間」に	・大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1支援	・「研究」を「研究開発」に
社会技術研究開発事業	社会技術研究開発	「研究」を「研究開発及び研究開発成果の展開」に	・研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) 産学共同(育成型ステージ I(育成フェーズ)、 ステージ II(本格フェーズ))	・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「研究責任者」に
		「この頁、以下余白」	・研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) 産学共同(本格型)	・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「プロジェクトリーダー(企業責任者)」に
			・大学発新産業創出プログラム(START) 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・ エコシステム形成支援	・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「総括責任者」に ・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に
			・大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 事業プロモーター支援	・「事業プロモーター支援型」 を「プロジェクト推進型事業プロモーター支援」に ・「研究課題」、「研究題目」を 「事業プロモーター活動」に ・「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に ・「研究担当者」を「事業責任者」に
			・大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 事業プロモーター支援	・「大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 事業プロモーター支援」に ・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「研究責任者」に
			・大学発新産業創出プログラム(START) 大学・エコシステム推進型 大学推進型	・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「総括責任者」に ・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に
			・大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 事業プロモーター支援	・「社会還元加速プログラム(SCORE) 大学推進型」を 「大学・エコシステム推進型 大学推進型」に ・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「総括責任者」に ・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に
			・大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 事業プロモーター支援	・「事業プロモーター支援型」 を「プロジェクト推進型事業プロモーター支援」に ・「研究課題」、「研究題目」を 「事業プロモーター活動」に ・「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に ・「研究担当者」を「事業責任者」に

		<ul style="list-style-type: none"> ・「研究者」を「事業プロモーター」に ・「研究機関」を「実施機関」に 		<ul style="list-style-type: none"> 者」に ・「研究者」を「事業プロモーター」に ・「研究機関」を「実施機関」に
	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト推進型 起業実証支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究」を「研究開発」に 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能性検証 ・プロジェクト推進型 起業実証支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究」を「研究開発」に
	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト推進型 事業プロモーター支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究課題」、「研究題目」を「事業プロモーター活動」に ・「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に ・「研究担当者」を「事業責任者」に ・「研究者」を「事業プロモーター」に ・「研究機関」を「実施機関」に 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト推進型 事業プロモーター支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究課題」、「研究題目」を「事業プロモーター活動」に ・「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に ・「研究担当者」を「事業責任者」に ・「研究者」を「事業プロモーター」に ・「研究機関」を「実施機関」に
大学発新 産業創出 基金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究」を「研究開発」に <p>※事業化推進機関について は、以下も追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研究担当者」を「事業化推進機関の代表者(複数機関の場合、「代表事業化推進機関の代表者」又は「主たる共同事業化推進機関の責任者」)」に ・「研究者」を「事業化推進者」に ・「研究機関」を「事業化推進機関」に 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究」を「研究開発」に <p>※事業化推進機関について は、以下も追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研究担当者」を「事業化推進機関の代表者(複数機関の場合、「代表事業化推進機関の代表者」又は「主たる共同事業化推進機関の責任者」)」に ・「研究者」を「事業化推進者」に ・「研究機関」を「事業化推進機関」に 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究」を「研究開発」に <p>※事業化推進機関について は、以下も追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研究担当者」を「事業化推進機関の代表者(複数機関の場合、「代表事業化推進機関の代表者」又は「主たる共同事業化推進機関の責任者」)」に ・「研究者」を「事業化推進者」に ・「研究機関」を「事業化推進機関」に
	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ・エコシステム共創プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「総括責任者」に ・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究」を「研究開発」に 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「総括責任者」に ・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に
別記3 一般条項 (定義) 第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)「本研究」とは、甲から乙に対して委託される契約項目(1)に記載		「この頁、以下余白」		
別記3 一般条項 (定義) 第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)「本研究」とは、甲から乙に対して委託される契約項目(1)に記載		「この頁、以下余白」		

<p>含む。)が直接配分する研究資金 ウ その他国の行政機関から予算が配分され又は措置され、独立行政法人自ら又は他に配分され研究活動を行う研究資金 (18)「取得物品」とは、本研究のために乙が直接経費により取得した物品等をいう。 (19)「提供物品」とは、本研究の実施上の必要のために乙の使用が認められる甲所有の物品等のうち取得物品以外のものをいう。 (20)「研究成果」とは、本契約等に基づき本研究において得られた成果をいう。</p>	<p>含む。)が直接配分する研究資金 ウ その他国の行政機関から予算が配分され又は措置され、独立行政法人自ら又は他に配分され研究活動を行う研究資金 (18)「取得物品」とは、本研究のために乙が直接経費により取得した物品等をいう。 (19)「提供物品」とは、本研究の実施上の必要のために乙の使用が認められる甲所有の物品等のうち取得物品以外のものをいう。 (20)「研究成果」とは、本契約等に基づき本研究において得られた成果をいう。</p>	<p>含む。)が直接配分する研究資金 ウ その他国の行政機関から予算が配分され又は措置され、独立行政法人自ら又は他に配分され研究活動を行う研究資金 (18)「取得物品」とは、本研究のために乙が直接経費により取得した物品等をいう。 (19)「提供物品」とは、本研究の実施上の必要のために乙の使用が認められる甲所有の物品等のうち取得物品以外のものをいう。 (20)「研究成果」とは、本契約等に基づき本研究において得られた成果をいう。</p>
<p>(法令及び指針等の遵守・善管注意義務) 第2条 乙は、本研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するものとし、また、本研究を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>4 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>5 乙は、本条第1項及び第2項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p>	<p>(法令及び指針等の遵守・善管注意義務) 第2条 乙は、本研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するものとし、また、本研究を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>4 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>5 乙は、本条第1項及び第2項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p>	<p>(法令及び指針等の遵守・善管注意義務) 第2条 乙は、本研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するものとし、また、本研究を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>4 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>5 乙は、本条第1項及び第2項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p>
<p>(調査) 第2条の2 甲は、本研究の進捗状況及び委託研究費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、甲の職員又は甲の指定する者に本研究にかかる進捗状況及び帳簿、証拠書類のほか、関連する物件等を調査させることができる。</p> <p>2 乙は、前項の調査に協力しなければならない。</p>	<p>(調査) 第2条の2 甲は、本研究の進捗状況及び委託研究費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、甲の職員又は甲の指定する者に本研究にかかる進捗状況及び帳簿、証拠書類のほか、関連する物件等を調査させることができる。</p> <p>2 乙は、前項の調査に協力しなければならない。</p>	<p>(調査) 第2条の2 甲は、本研究の進捗状況及び委託研究費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、甲の職員又は甲の指定する者に本研究にかかる進捗状況及び帳簿、証拠書類のほか、関連する物件等を調査させることができる。</p> <p>2 乙は、前項の調査に協力しなければならない。</p>
<p>(委託研究費の支払い) 第3条 乙は、甲が別途指定する委託研究費の支払方法に従い請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に支払う直接経費に別記1の1記載の間接経費率を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、必要あると認める場合、前項の請求書が甲に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究費の請求額を乙に支払うものとする。</p>	<p>(委託研究費の支払い) 第3条 乙は、甲が別途指定する委託研究費の支払方法に従い請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に支払う直接経費に別記1の1記載の間接経費率を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、必要あると認める場合、前項の請求書が甲に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究費の請求額を乙に支払うものとする。</p>	<p>(委託研究費の支払い) 第3条 乙は、甲が別途指定する委託研究費の支払方法に従い請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に支払う直接経費に別記1の1記載の間接経費率を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、必要あると認める場合、前項の請求書が甲に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究費の請求額を乙に支払うものとする。</p>

<p>(概算払い)</p> <p>第3条の2 甲は、乙に対し必要あると認めるときは、契約期間の中途中において本研究の実施に要する経費を乙に支払うことができるものとする。(以下「概算払い」という。)</p> <p>2 乙は、甲より委託研究費の概算払いを受けた場合は、当該委託研究費を本研究以外の使途に使用してはならない。</p>	<p>(概算払い)</p> <p>第3条の2 甲は、乙に対し必要あると認めるときは、契約期間の中途中において本研究の実施に要する経費を乙に支払うことができるものとする。(以下「概算払い」という。)</p> <p>2 乙は、甲より委託研究費の概算払いを受けた場合は、当該委託研究費を本研究以外の使途に使用してはならない。</p>	<p>(概算払い)</p> <p>第3条の2 甲は、乙に対し必要あると認めるときは、契約期間の中途中において本研究の実施に要する経費を乙に支払うことができるものとする。(以下「概算払い」という。)</p> <p>2 乙は、甲より委託研究費の概算払いを受けた場合は、当該委託研究費を本研究以外の使途に使用してはならない。</p>
<p>(帳簿等の整理)</p> <p>第4条 乙は、本研究に要した委託研究費を明らかにするため、本研究に関する帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究期間終了日の属する事業年度末の翌日から5年間が経過するまでは保管するものとする。</p> <p>2 乙は、甲が要求した場合には、前項に定める帳簿及び証拠書類のほか、関連する物件を甲の指定する期日までに提出しなければならない。</p>	<p>(帳簿等の整理)</p> <p>第4条 乙は、本研究に要した委託研究費を明らかにするため、本研究に関する帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究期間終了日の属する事業年度末の翌日から5年間が経過するまでは保管するものとする。</p> <p>2 乙は、甲が要求した場合には、前項に定める帳簿及び証拠書類のほか、関連する物件を甲の指定する期日までに提出しなければならない。</p>	<p>(帳簿等の整理)</p> <p>第4条 乙は、本研究に要した委託研究費を明らかにするため、本研究に関する帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究期間終了日の属する事業年度末の翌日から5年間が経過するまでは保管するものとする。</p> <p>2 乙は、甲が要求した場合には、前項に定める帳簿及び証拠書類のほか、関連する物件を甲の指定する期日までに提出しなければならない。</p>
<p>(取得物品の帰属等)</p> <p>第5条 乙が、契約項目において大学等と認められたときは、取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。</p> <p>2 乙が、契約項目において企業等と認められたときは、次の各号の規定に従うものとする。</p> <p>(1) 取得物品のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上のものの所有権は、甲に帰属するものとする。乙は、当該取得物品を研究期間終了までの間、本研究のために無償で使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとする。当該期間中、当該取得物品の公租公課は、甲の負担とする。</p> <p>(2) 前号以外の取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。</p> <p>(3) 乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は取得物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。</p> <p>(4) 乙は、取得物品に対し、抵当権、質権その他一切の担保物権を設定してはならない。</p>	<p>(取得物品の帰属等)</p> <p>第5条 乙が、契約項目において大学等と認められたときは、取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。</p> <p>2 乙が、契約項目において企業等と認められたときは、次の各号の規定に従うものとする。</p> <p>(1) 取得物品のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上のものの所有権は、甲に帰属するものとする。乙は、当該取得物品を研究期間終了までの間、本研究のために無償で使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとする。当該期間中、当該取得物品の公租公課は、甲の負担とする。</p> <p>(2) 前号以外の取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。</p> <p>(3) 乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は取得物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。</p> <p>(4) 乙は、取得物品に対し、抵当権、質権その他一切の担保物権を設定してはならない。</p>	<p>(取得物品の帰属等)</p> <p>第5条 乙が、契約項目において大学等と認められたときは、取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。</p> <p>2 乙が、契約項目において企業等と認められたときは、次の各号の規定に従うものとする。</p> <p>(1) 取得物品のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上のものの所有権は、甲に帰属するものとする。乙は、当該取得物品を研究期間終了までの間、本研究のために無償で使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとする。当該期間中、当該取得物品の公租公課は、甲の負担とする。</p> <p>(2) 前号以外の取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。</p> <p>(3) 乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は取得物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。</p> <p>(4) 乙は、取得物品に対し、抵当権、質権その他一切の担保物権を設定してはならない。</p>
<p>(提供物品の使用等)</p> <p>第6条 乙は、提供物品がある場合、これを研究期間終了までの間、本研究のために無償で使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとする。当該期間中、当該提供物品の公租公課は、甲の負担とする。</p> <p>2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は提供物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。</p>	<p>(提供物品の使用等)</p> <p>第6条 乙は、提供物品がある場合、これを研究期間終了までの間、本研究のために無償で使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとする。当該期間中、当該提供物品の公租公課は、甲の負担とする。</p> <p>2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は提供物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。</p>	<p>(提供物品の使用等)</p> <p>第6条 乙は、提供物品がある場合、これを研究期間終了までの間、本研究のために無償で使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとする。当該期間中、当該提供物品の公租公課は、甲の負担とする。</p> <p>2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は提供物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。</p>
<p>(研究期間終了後の物品等の取扱い)</p> <p>第7条 甲は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、研究期間終了後遅滞なく当該提供物品を乙に譲渡し、乙は、本研究の発展のため当該提供物品を使用するものとする。ただし、甲が使用又は処分等を必要とする場合は、この限りではない。</p>	<p>(研究期間終了後の物品等の取扱い)</p> <p>第7条 甲は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、研究期間終了後遅滞なく当該提供物品を乙に譲渡し、乙は、本研究の発展のため当該提供物品を使用するものとする。ただし、甲が使用又は処分等を必要とする場合は、この限りではない。</p>	<p>(研究期間終了後の物品等の取扱い)</p> <p>第7条 甲は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、研究期間終了後遅滞なく当該提供物品を乙に譲渡し、乙は、本研究の発展のため当該提供物品を使用するものとする。ただし、甲が使用又は処分等を必要とする場合は、この限りではない。</p>

<p>2 契約項目において企業等と認められた乙は、使用する甲帰属の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究期間終了後遅滞なく有償で甲から借り受け本研究の発展のため当該取得物品等を使用し、当該取得物品等の耐用年数経過後甲から買取るものとする。ただし、甲が使用又は処分等を必要とする場合は、この限りではない。</p> <p>3 前項にかかわらず、研究期間終了後乙が取得物品等の買取を受けを希望し、甲がこれを承諾したときは、乙は、有償借り受けを経ることなく又は耐用年数経過前に当該取得物品等を買取受けることができるものとする。</p>	<p>2 契約項目において企業等と認められた乙は、使用する甲帰属の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究期間終了後遅滞なく有償で甲から借り受け本研究の発展のため当該取得物品等を使用し、当該取得物品等の耐用年数経過後甲から買取るものとする。ただし、甲が使用又は処分等を必要とする場合は、この限りではない。</p> <p>3 前項にかかわらず、研究期間終了後乙が取得物品等の買取を受けを希望し、甲がこれを承諾したときは、乙は、有償借り受けを経ることなく又は耐用年数経過前に当該取得物品等を買取受けることができるものとする。</p>	<p>2 契約項目において企業等と認められた乙は、使用する甲帰属の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究期間終了後遅滞なく有償で甲から借り受け本研究の発展のため当該取得物品等を使用し、当該取得物品等の耐用年数経過後甲から買取るものとする。ただし、甲が使用又は処分等を必要とする場合は、この限りではない。</p> <p>3 前項にかかわらず、研究期間終了後乙が取得物品等の買取を受けを希望し、甲がこれを承諾したときは、乙は、有償借り受けを経ることなく又は耐用年数経過前に当該取得物品等を買取受けることができるものとする。</p>
<p>(再委託)</p> <p>第8条 乙は、本研究の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、乙は、甲が本研究の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本研究の一部を再委託することができる。</p>	<p>(再委託)</p> <p>第8条 乙は、本研究の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、乙は、甲が本研究の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本研究の一部を再委託することができる。</p>	<p>(再委託)</p> <p>第8条 乙は、本研究の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、乙は、甲が本研究の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本研究の一部を再委託することができる。</p>
<p>(秘密保持)</p> <p>第9条 甲及び乙は、本研究の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を受けた場合を除く。</p> <p>2 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p>	<p>(秘密保持)</p> <p>第9条 甲及び乙は、本研究の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を受けた場合を除く。</p> <p>2 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p>	<p>(秘密保持)</p> <p>第9条 甲及び乙は、本研究の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を受けた場合を除く。</p>
<p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p> <p>(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p> <p>(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p> <p>(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p> <p>(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p> <p>(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報</p>	<p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p> <p>(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p> <p>(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p> <p>(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p> <p>(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p> <p>(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報</p>	<p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p> <p>(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p> <p>(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p> <p>(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p> <p>(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p> <p>(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報</p>
<p>4 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。</p>	<p>4 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。</p>	<p>4 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。</p>
<p>5 乙は、研究者等、その他本研究に関与する者が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その所属を離れた後も本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。</p>	<p>5 乙は、研究者等、その他本研究に関与する者が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その所属を離れた後も本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。</p>	<p>5 乙は、研究者等、その他本研究に関与する者が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その所属を離れた後も本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。</p>
<p>6 甲及び乙が、知的財産権の実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものと</p>	<p>6 甲及び乙が、知的財産権の実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものと</p>	<p>6 甲及び乙が、知的財産権の実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものと</p>

<p>(4)乙が一般条項第2条第4項に定める指示に従わない場合 (5)乙が一般条項第2条第5項に定める義務を果たさない場合</p> <p>2 前項により甲から本研究の中止を指示された場合、本研究はその時点で終了し、前条に従い、乙は委託研究実績報告書等を甲に提出し、甲乙間で委託研究費の精算を行う。</p> <p>3 本条第1項に基づき甲から委託研究費の使用の停止若しくは中止又は本研究の停止若しくは中止を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負わない。</p> <p>4 甲及び乙は、両者合意の上、別途、研究計画書記載の研究期間の範囲内において契約期間を延長、又は短縮することができる。</p>	<p>(4)乙が一般条項第2条第4項に定める指示に従わない場合 (5)乙が一般条項第2条第5項に定める義務を果たさない場合</p> <p>2 前項により甲から本研究の中止を指示された場合、本研究はその時点で終了し、前条に従い、乙は委託研究実績報告書等を甲に提出し、甲乙間で委託研究費の精算を行う。</p> <p>3 本条第1項に基づき甲から委託研究費の使用の停止若しくは中止又は本研究の停止若しくは中止を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負わない。</p> <p>4 甲及び乙は、両者合意の上、別途、研究計画書記載の研究期間の範囲内において契約期間を延長、又は短縮することができる。</p>	<p>(4)乙が一般条項第2条第4項に定める指示に従わない場合 (5)乙が一般条項第2条第5項に定める義務を果たさない場合</p> <p>2 前項により甲から本研究の中止を指示された場合、本研究はその時点で終了し、前条に従い、乙は委託研究実績報告書等を甲に提出し、甲乙間で委託研究費の精算を行う。</p> <p>3 本条第1項に基づき甲から委託研究費の使用の停止若しくは中止又は本研究の停止若しくは中止を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負わない。</p> <p>4 甲及び乙は、両者合意の上、別途、研究計画書記載の研究期間の範囲内において契約期間を延長、又は短縮することができる。</p>	
<p>(契約の解除)</p> <p>第12条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。また、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、甲は本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部の返還を請求できるものとし、乙は、甲の指示に従い、その定める期限までに返還しなければならない。</p> <p>(1)乙が本契約等の締結又は本研究の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき</p> <p>(2)乙が本契約等に違反したとき</p> <p>(3)研究者等が不正行為等を行った事実を甲又は乙が認定したとき</p> <p>(4)乙に、ガイドライン等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき</p> <p>(5)乙について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合</p> <p>(6)乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(7)乙が差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(8)乙について、その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じた場合</p> <p>2 乙は、前項により甲が損害(弁護士費用その他の実費を含むがこれらに限られない。)を被った場合は賠償の責を負うものとする。</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第12条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。また、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、甲は本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部の返還を請求できるものとし、乙は、甲の指示に従い、その定める期限までに返還しなければならない。</p> <p>(1)乙が本契約等の締結又は本研究の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき</p> <p>(2)乙が本契約等に違反したとき</p> <p>(3)研究者等が不正行為等を行った事実を甲又は乙が認定したとき</p> <p>(4)乙に、ガイドライン等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき</p> <p>(5)乙について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合</p> <p>(6)乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(7)乙が差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(8)乙について、その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じた場合</p> <p>2 乙は、前項により甲が損害(弁護士費用その他の実費を含むがこれらに限られない。)を被った場合は賠償の責を負うものとする。</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第12条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。また、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、甲は本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部の返還を請求できるものとし、乙は、甲の指示に従い、その定める期限までに返還しなければならない。</p> <p>(1)乙が本契約等の締結又は本研究の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき</p> <p>(2)乙が本契約等に違反したとき</p> <p>(3)研究者等が不正行為等を行った事実を甲又は乙が認定したとき</p> <p>(4)乙に、ガイドライン等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき</p> <p>(5)乙について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合</p> <p>(6)乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(7)乙が差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(8)乙について、その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じた場合</p> <p>2 乙は、前項により甲が損害(弁護士費用その他の実費を含むがこれらに限られない。)を被った場合は賠償の責を負うものとする。</p>	
<p>(不正行為等に係る研究者等の取扱い)</p> <p>第13条 甲は、不正行為等を行った研究者等に対して、本事業を含む甲の全ての事業について、甲が別途定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則(その後の改正を含む。)」に基づく措置を行うことができるものとする。</p> <p>2 甲は、競争的研究費(甲が所管するものを除く。)において不正行為等を理由として措置を受けた研究者等について、当該措置の決定日に遡って、前項の措置を行うことができるものとする。</p> <p>3 甲は、競争的研究費等(甲が所管するものを除く。また、前項が適用されるものを除く。)において不正行為等を理由として措置を受けた研究者等について知得したときは、当該措置の決定日以後の措置日を定め、本条第1項の措置を行うことができるものとする。</p>	<p>(不正行為等に係る研究者等の取扱い)</p> <p>第13条 甲は、不正行為等を行った研究者等に対して、本事業を含む甲の全ての事業について、甲が別途定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則(その後の改正を含む。)」に基づく措置を行うことができるものとする。</p> <p>2 甲は、競争的研究費(甲が所管するものを除く。)において不正行為等を理由として措置を受けた研究者等について、当該措置の決定日に遡って、前項の措置を行うことができるものとする。</p> <p>3 甲は、競争的研究費等(甲が所管するものを除く。また、前項が適用されるものを除く。)において不正行為等を理由として措置を受けた研究者等について知得したときは、当該措置の決定日以後の措置日を定め、本条第1項の措置を行うことができるものとする。</p>	<p>(不正行為等に係る研究者等の取扱い)</p> <p>第13条 甲は、不正行為等を行った研究者等に対して、本事業を含む甲の全ての事業について、甲が別途定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則(その後の改正を含む。)」に基づく処分を行うことができるものとする。</p> <p>2 甲は、競争的研究費(甲が所管するものを除く。)において不正行為等を理由として処分を受けた研究者等について、当該処分の決定日に遡って、前項の処分を行うことができるものとする。</p> <p>3 甲は、競争的研究費等(甲が所管するものを除く。また、前項が適用されるものを除く。)において不正行為等を理由として処分を受けた研究者等について知得したときは、当該処分の決定日以後の処分日を定め、本条第1項の処分を行うことができるものとする。</p>	<p style="color: red;">当該規則の改定（予定）に伴う表現修正</p>

(不正行為等の調査) 第14条 乙は、本研究に関して不正行為等に係る告発(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も含む。)を受け付けた場合又は自らの調査により不正行為等が判明した場合(以下「告発等」という。)は、予備調査を行うものとし、不正行為にあっては、あらかじめ乙が定めた期限までに、不正使用又は不正受給にあっては、告発等の受付から30日以内に、告発等の合理性を確認し本調査の要否について、甲に書面をもって報告しなければならない。	(不正行為等の調査) 第14条 乙は、本研究に関して不正行為等に係る告発(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も含む。)を受け付けた場合又は自らの調査により不正行為等が判明した場合(以下「告発等」という。)は、予備調査を行うものとし、不正行為にあっては、あらかじめ乙が定めた期限までに、不正使用又は不正受給にあっては、告発等の受付から30日以内に、告発等の合理性を確認し本調査の要否について、甲に書面をもって報告しなければならない。	(不正行為等の調査) 第14条 乙は、本研究に関して不正行為等に係る告発(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も含む。)を受け付けた場合又は自らの調査により不正行為等が判明した場合(以下「告発等」という。)は、予備調査を行うものとし、不正行為にあっては、あらかじめ乙が定めた期限までに、不正使用又は不正受給にあっては、告発等の受付から30日以内に、告発等の合理性を確認し本調査の要否について、甲に書面をもって報告しなければならない。
2 乙は、本調査が必要と判断した場合、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び調査方法等について甲に書面をもって報告し、協議しなければならない。	2 乙は、本調査が必要と判断した場合、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び調査方法等について甲に書面をもって報告し、協議しなければならない。	2 乙は、本調査が必要と判断した場合、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び調査方法等について甲に書面をもって報告し、協議しなければならない。
3 本調査が行われる場合、乙は、不正行為にあっては、あらかじめ乙が定めた期限までに、不正使用又は不正受給にあっては、告発等の受付から210日以内に、調査結果(不正行為等に関与した者がかかる競争的研究費等に係る不正行為等を含む。)、不正発生要因、監査・監督の状況、乙が行った決定及び再発防止計画等を含む最終の調査結果について、甲に書面をもって報告しなければならない。	3 本調査が行われる場合、乙は、不正行為にあっては、あらかじめ乙が定めた期限までに、不正使用又は不正受給にあっては、告発等の受付から210日以内に、調査結果(不正行為等に関与した者がかかる競争的研究費等に係る不正行為等を含む。)、不正発生要因、監査・監督の状況、乙が行った決定及び再発防止計画等を含む最終の調査結果について、甲に書面をもって報告しなければならない。	3 本調査が行われる場合、乙は、不正行為にあっては、あらかじめ乙が定めた期限までに、不正使用又は不正受給にあっては、告発等の受付から210日以内に、調査結果(不正行為等に関与した者がかかる競争的研究費等に係る不正行為等を含む。)、不正発生要因、監査・監督の状況、乙が行った決定及び再発防止計画等を含む最終の調査結果について、甲に書面をもって報告しなければならない。
4 乙は、最終の調査報告書を前項の提出期限までに提出することができないと見込まれるときは、本調査の進捗状況を含む調査報告書、並びに報告遅延に係る合理的な事由及び最終の調査報告書の提出期限等に係る書面を前項に定める提出期限までに甲に提出し、報告遅延に係る合理的な事由及び最終の調査報告書の新たな提出期限について報告しなければならない。なお、この場合において、乙は、不正使用又は不正受給の告発等に係る本調査に関しては、本調査の進捗状況及び甲が求める事項を踏まえた中間の調査報告書を併せて甲に提出するものとする。	4 乙は、最終の調査報告書を前項の提出期限までに提出することができないと見込まれるときは、本調査の進捗状況を含む調査報告書、並びに報告遅延に係る合理的な事由及び最終の調査報告書の提出期限等に係る書面を前項に定める提出期限までに甲に提出し、報告遅延に係る合理的な事由及び最終の調査報告書の新たな提出期限について報告しなければならない。なお、この場合において、乙は、不正使用又は不正受給の告発等に係る本調査に関しては、本調査の進捗状況及び甲が求める事項を踏まえた中間の調査報告書を併せて甲に提出するものとする。	4 乙は、最終の調査報告書を前項の提出期限までに提出することができないと見込まれるときは、本調査の進捗状況を含む調査報告書、並びに報告遅延に係る合理的な事由及び最終の調査報告書の提出期限等に係る書面を前項に定める提出期限までに甲に提出し、報告遅延に係る合理的な事由及び最終の調査報告書の新たな提出期限について報告しなければならない。なお、この場合において、乙は、不正使用又は不正受給の告発等に係る本調査に関しては、本調査の進捗状況及び甲が求める事項を踏まえた中間の調査報告書を併せて甲に提出するものとする。
5 乙は、調査に特段の支障がある等正当な事由がある場合を除き、甲の求めに応じて、当該事案に関する資料の提出又は甲による閲覧及び甲の指定する職員等による現地調査に応じなければならない。	5 乙は、調査に特段の支障がある等正当な事由がある場合を除き、甲の求めに応じて、当該事案に関する資料の提出又は甲による閲覧及び甲の指定する職員等による現地調査に応じなければならない。	5 乙は、調査に特段の支障がある等正当な事由がある場合を除き、甲の求めに応じて、当該事案に関する資料の提出又は甲による閲覧及び甲の指定する職員等による現地調査に応じなければならない。
6 甲は、本条第1項から第4項に定める報告の内容等が十分ではないと認めるとき、乙において不正行為等の事実を確認したとき又は国の行政機関からの要請等に基づき甲が特に必要と認めるとき、乙に対し、再調査その他必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従わなければならない。	6 甲は、本条第1項から第4項に定める報告の内容等が十分ではないと認めるとき、乙において不正行為等の事実を確認したとき又は国の行政機関からの要請等に基づき甲が特に必要と認めるとき、乙に対し、再調査その他必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従わなければならない。	6 甲は、本条第1項から第4項に定める報告の内容等が十分ではないと認めるとき、乙において不正行為等の事実を確認したとき又は国の行政機関からの要請等に基づき甲が特に必要と認めるとき、乙に対し、再調査その他必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
7 本条第3項において、乙が甲の認める正当な事由なく最終報告書を提出しない場合又は第4項において、甲が報告遅延の合理的な事由を認めない場合、甲は、ガイドライン等に基づき、乙に対し配分する本事業に係る翌事業年度以降の1か年度の間接経費措置額のうち甲の指定する割合で一部削減する等、必要な措置等を指示できるものとし、乙はこれに従う。	7 本条第3項において、乙が甲の認める正当な事由なく最終報告書を提出しない場合又は第4項において、甲が報告遅延の合理的な事由を認めない場合、甲は、ガイドライン等に基づき、乙に対し配分する本事業に係る翌事業年度以降の1か年度の間接経費措置額のうち甲の指定する割合で一部削減する等、必要な措置等を指示できるものとし、乙はこれに従う。	7 本条第3項において、乙が甲の認める正当な事由なく最終報告書を提出しない場合又は第4項において、甲が報告遅延の合理的な事由を認めない場合、甲は、ガイドライン等に基づき、乙に対し配分する本事業に係る翌事業年度以降の1か年度の間接経費措置額のうち甲の指定する割合で一部削減する等、必要な措置等を指示できるものとし、乙はこれに従う。
8 乙は調査により、競争的研究費等(研究終了分を含む。)において研究者等による不正行為等の関与を認定した場合(不正行為等の事実を確認した場合も含む。)は、調査過程であっても、速やかに甲に報告しなければならない。	8 乙は調査により、競争的研究費等(研究終了分を含む。)において研究者等による不正行為等の関与を認定した場合(不正行為等の事実を確認した場合も含む。)は、調査過程であっても、速やかに甲に報告しなければならない。	8 乙は調査により、競争的研究費等(研究終了分を含む。)において研究者等による不正行為等の関与を認定した場合(不正行為等の事実を確認した場合も含む。)は、調査過程であっても、速やかに甲に報告しなければならない。
9 甲は、本契約等に関して不正行為等が行われた疑いがあると判断した場合、又は、乙から本研究以外の競争的研究費等における研究者等による不正行為等への関与が認定された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究費の使用停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等がなかったことが明らかになったときでも、甲は、委託研究費の使用停	9 甲は、本契約等に関して不正行為等が行われた疑いがあると判断した場合、又は、乙から本研究以外の競争的研究費等における研究者等による不正行為等への関与が認定された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究費の使用停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等がなかったことが明らかになったときでも、甲は、委託研究費の使用停	9 甲は、本契約等に関して不正行為等が行われた疑いがあると判断した場合、又は、乙から本研究以外の競争的研究費等における研究者等による不正行為等への関与が認定された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究費の使用停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等が

<p>の他の関係者が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。</p> <p>(6)本契約により発生する権利義務について、反社会的勢力との間で取引をし、又はその準備をすること。</p> <p>3 乙は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。</p> <p>4 乙は、本条第1項及び第2項の各号の規定により本契約が解除された場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期日までに支払わなければならぬ。</p> <p>5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害について乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。</p>	<p>の他の関係者が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。</p> <p>(6)本契約により発生する権利義務について、反社会的勢力との間で取引をし、又はその準備をすること。</p> <p>3 乙は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。</p> <p>4 乙は、本条第1項及び第2項の各号の規定により本契約が解除された場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期日までに支払わなければならぬ。</p> <p>5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害について乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。</p>	<p>の他の関係者が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。</p> <p>(6)本契約により発生する権利義務について、反社会的勢力との間で取引をし、又はその準備をすること。</p> <p>3 乙は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。</p> <p>4 乙は、本条第1項及び第2項の各号の規定により本契約が解除された場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期日までに支払わなければならぬ。</p> <p>5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害について乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。</p>
<p>(不当介入に関する通報・報告)</p> <p>第17条の2 乙は暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。</p>	<p>(不当介入に関する通報・報告)</p> <p>第17条の2 乙は暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。</p>	<p>(不当介入に関する通報・報告)</p> <p>第17条の2 乙は暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。</p>
<p>(債権債務の譲渡等)</p> <p>第18条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本研究の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。</p>	<p>(債権債務の譲渡等)</p> <p>第18条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本研究の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。</p>	<p>(債権債務の譲渡等)</p> <p>第18条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本研究の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。</p>
<p>(存続条項)</p> <p>第19条 一般条項第2条の2、第4条、第9条の2、第10条、第11条第2項から第3項、第12条から第16条及び第18条から第20条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。</p>	<p>(存続条項)</p> <p>第19条 一般条項第2条の2、第4条、第9条の2、第10条、第11条第2項から第3項、第12条から第16条及び第18条から第20条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。</p>	<p>(存続条項)</p> <p>第19条 一般条項第2条の2、第4条、第9条の2、第10条、第11条第2項から第3項、第12条から第16条及び第18条から第20条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。</p>
<p>(管轄及び準拠法)</p> <p>第20条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。</p>	<p>(管轄及び準拠法)</p> <p>第20条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。</p>	<p>(管轄及び準拠法)</p> <p>第20条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。</p>
<p>(協議)</p> <p>第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ解決するものとする。</p>	<p>(協議)</p> <p>第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ解決するものとする。</p>	<p>(協議)</p> <p>第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ解決するものとする。</p>
<p>(発効日)</p> <p>第22条 本契約は、締結日にかかわらず、《発効日》より効力を生じるものとする。</p> <p style="text-align: right;">「この頁、以下余白」</p>	<p>(発効日)</p> <p>第22条 本契約は、締結日にかかわらず、《発効日》より効力を生じるものとする。</p> <p style="text-align: right;">「この頁、以下余白」</p>	<p>(発効日)</p> <p>第22条 本契約は、締結日にかかわらず、《発効日》より効力を生じるものとする。</p> <p style="text-align: right;">「この頁、以下余白」</p>
<p>別記4 知財条項</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>別記4 知財条項</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>別記4 知財条項</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p>

			る条項に関する標記の修正	
	<p>らかにして求める場合には、無償で本知的財産権を利用する権利(第三者に対して本知的財産権に係る発明等の実施を許諾する権利を含む。以下同じ。)を甲に許諾すること。</p> <p>(3)乙は、本知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、本知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、本知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、本知的財産権を利用する権利を甲が指定する者に許諾すること。</p> <p>(4)乙は、第三者に本知的財産権の移転又は本知的財産権について専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、あらかじめ甲の承認を受けること。ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のアからウに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>ア 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合(ただし、その子会社又は親会社には外国会社(会社法第2条第2号に規定する外国会社をいう。)は含まれないものとする。)</p> <p>イ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第11条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p>ウ 乙が技術研究組合である場合で、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p>2 乙は、次の各号に掲げる場合において、甲が求めるときは、本知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。</p> <p>(1)乙が前項各号に規定する事項を遵守せず、かつ、遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認める場合。</p> <p>(2)一般条項第12条第1項各号又は第17条第1項若しくは第2項各号に定める解除事由に該当した場合。</p> <p>(3)乙が本知的財産権を放棄しようとする場合。</p> <p>3 前項に基づき乙が本知的財産権を無償で甲に譲り渡す場合において、第三者が本知的財産権の共有持分権を有するときは、乙は、乙の共有持分権を甲に譲り渡すことについて、当該第三者の同意を得る、又は当該第三者の協力(移転登録手続に協力することを含むが、これに限られない。)を得る等、当該第三者に対し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(知的財産権の出願等)</p> <p>第3条 乙は、本知的財産権の出願又は申請並びに放棄に関して、次の各号の規定を遵守する。</p> <p>(1)国内への出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、外国への出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p>	<p>らかにして求める場合には、無償で本知的財産権を利用する権利(第三者に対して本知的財産権に係る発明等の実施を許諾する権利を含む。以下同じ。)を甲に許諾すること。</p> <p>(3)乙は、本知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、本知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、本知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、本知的財産権を利用する権利を甲が指定する者に許諾すること。</p> <p>(4)乙は、第三者に本知的財産権の移転又は本知的財産権について専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、あらかじめ甲の承認を受けること。ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のアからウに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>ア 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合(ただし、その子会社又は親会社には外国会社(会社法第2条第2号に規定する外国会社をいう。)は含まれないものとする。)</p> <p>イ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第11条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p>ウ 乙が技術研究組合である場合で、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p>2 乙は、次の各号に掲げる場合において、甲が求めるときは、本知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。</p> <p>(1)乙が前項各号に規定する事項を遵守せず、かつ、遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認める場合。</p> <p>(2)一般条項第12条第1項各号又は第17条第1項若しくは第2項各号に定める解除事由に該当した場合。</p> <p>(3)乙が本知的財産権を放棄しようとする場合。</p> <p>3 前項に基づき乙が本知的財産権を無償で甲に譲り渡す場合において、第三者が本知的財産権の共有持分権を有するときは、乙は、乙の共有持分権を甲に譲り渡すことについて、当該第三者の同意を得る、又は当該第三者の協力(移転登録手続に協力することを含むが、これに限られない。)を得る等、当該第三者に対し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(知的財産権の出願等)</p> <p>第3条 乙は、本知的財産権の出願又は申請並びに放棄に関して、次の各号の規定を遵守する。</p> <p>(1)国内への出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、外国への出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p>	<p>らかにして求める場合には、無償で本知的財産権を利用する権利(第三者に対して本知的財産権に係る発明等の実施を許諾する権利を含む。以下同じ。)を甲に許諾すること。</p> <p>(3)乙は、本知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、本知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、本知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、本知的財産権を利用する権利を甲が指定する者に許諾すること。</p> <p>(4)乙は、第三者に本知的財産権の移転又は本知的財産権について専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、あらかじめ甲の承認を受けること。ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のアからウに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>ア 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合(ただし、その子会社又は親会社には外国会社(会社法第2条第2号に規定する外国会社をいう。)は含まれないものとする。)</p> <p>イ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第11条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p>ウ 乙が技術研究組合である場合で、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p>2 乙は、次の各号に掲げる場合において、甲が求めるときは、本知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。</p> <p>(1)乙が前項各号に規定する事項を遵守せず、かつ、遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認める場合。</p> <p>(2)一般条項第12条第1項各号又は第17条第1項若しくは第2項各号に定める解除事由に該当した場合。</p> <p>(3)乙が本知的財産権を放棄しようとする場合。</p> <p>3 前項に基づき乙が本知的財産権を無償で甲に譲り渡す場合において、第三者が本知的財産権の共有持分権を有するときは、乙は、乙の共有持分権を甲に譲り渡すことについて、当該第三者の同意を得る、又は当該第三者の協力(移転登録手続に協力することを含むが、これに限られない。)を得る等、当該第三者に対し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(知的財産権の出願等)</p> <p>第3条 乙は、本知的財産権の出願又は申請並びに放棄に関して、次の各号の規定を遵守する。</p> <p>(1)国内への出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、外国への出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p>	

<p>(2) 前号に係る国内の特許出願、実用新案登録出願及び意匠登録出願を行うときは、当該出願書類に国等の委託に係る成果の出願である旨を表示すること。</p> <p>(3) 第1号の出願又は申請を行った本知的財産権に関する、設定登録等、その後の状況に変化があった場合において、設定登録等が国内に係る場合は、設定登録等を受けた日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、設定登録等が外国に係る場合は、設定登録等を受けた日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p> <p>(4) 本知的財産権を放棄しようとする場合は、当該放棄に係る法的期限の30日前までに、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p>	<p>(2) 前号に係る国内の特許出願、実用新案登録出願及び意匠登録出願を行うときは、当該出願書類に国等の委託に係る成果の出願である旨を表示すること。</p> <p>(3) 第1号の出願又は申請を行った本知的財産権に関する、設定登録等、その後の状況に変化があった場合において、設定登録等が国内に係る場合は、設定登録等を受けた日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、設定登録等が外国に係る場合は、設定登録等を受けた日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p> <p>(4) 本知的財産権を放棄しようとする場合は、当該放棄に係る法的期限の30日前までに、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p>	<p>(2) 前号に係る国内の特許出願、実用新案登録出願及び意匠登録出願を行うときは、当該出願書類に国等の委託に係る成果の出願である旨を表示すること。</p> <p>(3) 第1号の出願又は申請を行った本知的財産権に関する、設定登録等、その後の状況に変化があった場合において、設定登録等が国内に係る場合は、設定登録等を受けた日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、設定登録等が外国に係る場合は、設定登録等を受けた日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p> <p>(4) 本知的財産権を放棄しようとする場合は、当該放棄に係る法的期限の30日前までに、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p>	
<p>(特許出願の非公開制度)</p> <p>第3条の2 乙は、研究成果に係る特許出願(以下、「本特許出願」という。)につき、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)に基づく「特許出願の非公開に関する制度」により外国出願の禁止その他の制限が課される場合のあることを認識のうえ、同法に定める諸規定を遵守し、かつ、本特許出願の発明者や共同出願人を含む本特許出願に係る第三者に対して遵守させるものとする。また、本特許出願にかかる保全審査に付する旨の通知や保全指定の通知を乙が受けたとき、その他事務処理説明書等により甲が指示する事項に該当したときも、甲に対してすみやかに報告するものとする。</p>	<p>(特許出願の非公開制度)</p> <p>第3条の2 乙は、研究成果に係る特許出願(以下、「本特許出願」という。)につき、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)に基づく「特許出願の非公開に関する制度」により外国出願の禁止その他の制限が課される場合のあることを認識のうえ、同法に定める諸規定を遵守し、かつ、本特許出願の発明者や共同出願人を含む本特許出願に係る第三者に対して遵守させるものとする。また、本特許出願にかかる保全審査に付する旨の通知や保全指定の通知を乙が受けたとき、その他事務処理説明書等により甲が指示する事項に該当したときも、甲に対してすみやかに報告するものとする。</p>		<p>令和6年5月1日に開始された特許出願の非公開に関する制度について、事務処理説明書等における甲の指示に従い、甲に報告する義務について新設。</p>

(知的財産権に係る発明等の実施等)

第4条 乙は、本知的財産権に係る発明等の実施及び本知的財産権についての専用実施権等の設定等に関する、次の各号の規定を遵守する。

(1) 国内における本知的財産権に係る発明等を自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾(専用実施権等の設定等を除く。)をしたときは、その日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、国外における本知的財産権に係る発明等について自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾(専用実施権等の設定等を除く。)をしたときは、その日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。

(2) 第三者に対し、本知的財産権について専用実施権等の設定等を行うときは、甲が別途定める様式を提出し、あらかじめ甲の承認を得ること。ただし、合併若しくは分割により移転する場合又は知財条項第2条第1項第4号アからウに定める場合は、この限りではない。

(3) 第三者に対し、国内における本知的財産権について専用実施権等の設定等を行った場合は、専用実施権等の設定等を行った日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、国外における本知的財産権について専用実施権等に相当する権利の設定等を行った場合は、専用実施権等の設定等を行った日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。

(知的財産権に係る発明等の実施等)

第4条 乙は、本知的財産権に係る発明等の実施及び本知的財産権についての専用実施権等の設定等に関する、次の各号の規定を遵守する。

(1) 国内における本知的財産権に係る発明等を自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾(専用実施権等の設定等を除く。)をしたときは、その日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、国外における本知的財産権に係る発明等について自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾(専用実施権等の設定等を除く。)をしたときは、その日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。

(2) 第三者に対し、本知的財産権について専用実施権等の設定等を行うときは、甲が別途定める様式を提出し、あらかじめ甲の承認を得ること。ただし、合併若しくは分割により移転する場合又は知財条項第2条第1項第4号アからウに定める場合は、この限りではない。

(3) 第三者に対し、国内における本知的財産権について専用実施権等の設定等を行った場合は、専用実施権等の設定等を行った日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、国外における本知的財産権について専用実施権等に相当する権利の設定等を行った場合は、専用実施権等の設定等を行った日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。

(知的財産権に係る発明等の実施等)

第4条 乙は、本知的財産権に係る発明等の実施及び本知的財産権についての専用実施権等の設定等に関する、次の各号の規定を遵守する。

(1) 国内における本知的財産権に係る発明等を自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾(専用実施権等の設定等を除く。)をしたときは、その日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、国外における本知的財産権に係る発明等について自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾(専用実施権等の設定等を除く。)をしたときは、その日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。

(2) 第三者に対し、本知的財産権について専用実施権等の設定等を行うときは、甲が別途定める様式を提出し、あらかじめ甲の承認を得ること。ただし、合併若しくは分割により移転する場合又は知財条項第2条第1項第4号アからウに定める場合は、この限りではない。

(3) 第三者に対し、国内における本知的財産権について専用実施権等の設定等を行った場合は、専用実施権等の設定等を行った日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、国外における本知的財産権について専用実施権等に相当する権利の設定等を行った場合は、専用実施権等の設定等を行った日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。

	<p>下「スタートアップ・エコシステム形成支援」という。)として実施される場合、起業活動支援プログラムの運営、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等、起業環境の整備、拠点都市のエコシステムの形成・発展、その他甲が特に必要と認めた事項に使用する費用をいう。また、本研究が大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム(以下「スタートアップ・エコシステム共創プログラム」という。)として実施される場合、スタートアップ創出プログラムの構築・運営、スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備に使用する費用をいう。</p> <p>(4)「研究開発費」とは、別記1の1に記載の経費であり、研究者等がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ(実験結果、計算結果)等の整備を進めるための費用をいう。</p> <p>(5)「GAP ファンド」とは、事業化に向けて、大学等の研究成果と事業化との間のギャップを埋めるため、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ(実験結果、計算結果)等の整備を進めるための資金をいう。</p> <p>(6)「アントレプレナーシップ人材育成プログラム」とは、広く受講者に対してアントレプレナーシップを醸成することを目的に実施するプログラムや起業に必要となる専門知識やノウハウ等の取得を提供する教育のことをいう。</p> <p>(7)「プラットフォーム」とは、本研究がスタートアップ・エコシステム形成支援として実施される場合、大学等を含む 5 機関以上で構成されるスタートアップ・エコシステムの推進共同体をいう。また、本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施される場合、主幹機関、SU 創出共同機関、協力機関で構成される推進共同体をいう。</p> <p>(8)「大学等発スタートアップ(以下「大学等発 SU」という。)」とは、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップのことをいう。</p> <p>(9)「拠点都市プラットフォーム(以下「拠点都市 PF」という。)」とは、拠点都市プラットフォーム共創支援においてスタートアップ創出プログラム等を実施するプラットフォームのことをいう。</p> <p>(起業活動支援プログラムの運営等)</p> <p>第2条 本研究がスタートアップ・エコシステム形成支援として実施される場合、次の各号を実施するものとする。</p> <p>(1) 乙は、大学等の研究者等の技術シーズを基にした起業に向けて、参画する大学等の研究課題の募集・選考を行い、採択後、研究者等に対して、研究開発費の適切な配布、起業ノウハウ等の修得、ビジネスモデルのブラッシュアップ、想定顧客訪問サポート、個別メンタリング、これらをハンズオン支援する人材の育成などの支援を実施するものと</p>	<p>下「スタートアップ・エコシステム形成支援」という。)として実施される場合、起業活動支援プログラムの運営、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等、起業環境の整備、拠点都市のエコシステムの形成・発展、その他甲が特に必要と認めた事項に使用する費用をいう。また、本研究が研究結果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START) 大学・エコシステム推進型 大学推進型(以下「大学推進型」という。)として実施される場合、主に产学連携部門が起業活動支援プログラムの推進のために使用する費用をいう。本研究が大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム(以下「スタートアップ・エコシステム共創プログラム」という。)として実施される場合、スタートアップ創出プログラムの構築・運営、スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備に使用する費用をいう。</p> <p>(4)「研究開発費」とは、別記1の1に記載の経費であり、研究者等がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ(実験結果、計算結果)等の整備を進めるための費用をいう。</p> <p>(5)「GAP ファンド」とは、事業化に向けて、大学等の研究成果と事業化との間のギャップを埋めるため、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ(実験結果、計算結果)等の整備を進めるための資金をいう。</p> <p>(6)「アントレプレナーシップ人材育成プログラム」とは、広く受講者に対してアントレプレナーシップを醸成することを目的に実施するプログラムや起業に必要となる専門知識やノウハウ等の取得を提供する教育のことをいう。</p> <p>(7)「プラットフォーム」とは、本研究がスタートアップ・エコシステム形成支援として実施される場合、大学等を含む 5 機関以上で構成されるスタートアップ・エコシステムの推進共同体をいう。また、本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施される場合、主幹機関、SU 創出共同機関、協力機関で構成される推進共同体をいう。</p> <p>(8)「大学等発スタートアップ(以下「大学等発 SU」という。)」とは、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップのことをいう。</p> <p>(9)「拠点都市プラットフォーム(以下「拠点都市 PF」という。)」とは、拠点都市プラットフォーム共創支援においてスタートアップ創出プログラム等を実施するプラットフォームのことをいう。</p> <p>(起業活動支援プログラムの運営等)</p> <p>第2条 本研究がスタートアップ・エコシステム形成支援として実施される場合、次の各号を実施するものとする。</p> <p>(1) 乙は、大学等の研究者等の技術シーズを基にした起業 と研究成 果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START) プロジェク ト推進型 起業実証支援への申請に向け、参画する大学等の研究課題の募集・選考を行い、採択後、研究者等に対して、研究開発費の適切な配布、起業ノウハウ等の修得、ビジネスモデルのブラッシュアップ、想定顧客訪問サポート、個別メンタリング、これらをハンズオン支援する人材の育成などの支援を実施するものと</p>	<p>終了した研究タイプを削除</p> <p>新会社向けに条項を追加したことによる定義の追加</p> <p>終了した研究タイプを削除</p>
--	---	--	--

	<p>(2) 乙は、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発、実施およびアントレプレナーシップ人材育成プログラムを提供できる仕組みや体制の整備を実施するものとする。</p> <p>(3) 乙は、起業を志す研究者等が事業化に向けた準備や検討を行う際に必要となる環境の整備を実施するものとする。</p> <p>(4) 乙は、起業活動支援プログラムやアントレプレナーシップ人材育成プログラムの各機能がプラットフォーム全体として効果的に機能するような仕組みの構築に向けて、プラットフォーム推進会議やネットワーク構築のためのイベントやコミュニティなどの企画・運営を実施するものとする。</p> <p>(5) 乙は、契約期間終了後もプラットフォーム内外で持続的に大学発ベンチャー創出支援に取り組むスタートアップ・エコシステムを実現するため、資金の確保を含めた中長期的な計画を立て、参画機関で連携した GAP ファンドの運用やアントレプレナーシップ人材育成プログラムが実施できる体制の構築に向けた取り組みを実施するものとする。</p>	<p>する。</p> <p>(2) 乙は、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発、実施およびアントレプレナーシップ人材育成プログラムを提供できる仕組みや体制の整備を実施するものとする。</p> <p>(3) 乙は、起業を志す研究者等が事業化に向けた準備や検討を行う際に必要となる環境の整備を実施するものとする。</p> <p>(4) 乙は、起業活動支援プログラムやアントレプレナーシップ人材育成プログラムの各機能がプラットフォーム全体として効果的に機能するような仕組みの構築に向けて、プラットフォーム推進会議やネットワーク構築のためのイベントやコミュニティなどの企画・運営を実施するものとする。</p> <p>(5) 乙は、契約期間終了後もプラットフォーム内外で持続的に大学発ベンチャー創出支援に取り組むスタートアップ・エコシステムを実現するため、資金の確保を含めた中長期的な計画を立て、参画機関で連携した GAP ファンドの運用やアントレプレナーシップ人材育成プログラムが実施できる体制の構築に向けた取り組みを実施するものとする。</p>	
	<p><u>2 本研究が大学推進型として実施される場合、次の各号を実施するものとする。</u></p> <p>(1) 乙は、<u>この研究者等の技術シーズを基にした起業や研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 起業実証支援</u>の申請に向け、<u>この产学連携部門が区域内において研究課題の募集・選考を行い、採択後、研究者等に対して、研究開発費の適切な配布、起業ノウハウ等の修得、ビジネスモデルのブレッシュアップ、想定顧客訪問サポート、個別メンタリングなどの支援を実施するものとする。</u></p> <p>(2) 乙は、<u>契約期間終了後も持続的に大学発ベンチャー創出支援を実現するため、GAP ファンドの運用や支援体制の維持等に必要な資金の確保を含めた中長期的な計画を立て、実現に向けた取り組みを実施するものとする。</u></p>	<p><u>2 本研究が大学推進型として実施される場合、次の各号を実施するものとする。</u></p> <p>(1) 乙は、<u>この研究者等の技術シーズを基にした起業や研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 起業実証支援</u>の申請に向け、<u>この产学連携部門が区域内において研究課題の募集・選考を行い、採択後、研究者等に対して、研究開発費の適切な配布、起業ノウハウ等の修得、ビジネスモデルのブレッシュアップ、想定顧客訪問サポート、個別メンタリングなどの支援を実施するものとする。</u></p> <p>(2) 乙は、<u>契約期間終了後も持続的に大学発ベンチャー創出支援を実現するため、GAP ファンドの運用や支援体制の維持等に必要な資金の確保を含めた中長期的な計画を立て、実現に向けた取り組みを実施するものとする。</u></p>	<p>終了した研究タイプを削除</p>
	<p><u>2 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施される場合、次の各号を実施するものとする。ただし、乙が、スタートアップ・エコシステム共創プログラムの GAP ファンドによる成果として起業された新会社の場合を除く。</u></p> <p>(1) 乙は、大学等発 SU 創出にポテンシャルがあるシーズを発掘し、大学等発 SU の創出に向け、研究成果と事業化の間のギャップを埋めるため、案件発掘の段階から事業化に向けて達成すべき事業開発・研究開発マイルストンを設定し、研究開発課題のビジネスモデルのブレッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客のヒアリング等を、学内外の起業支援人材のほか、事業化推進機関や経営者候補人材等と共同し、集中的・一体的に事業開発・研究開発を進めるためのプログラムの構築と運営を実施するものとする。</p> <p>(2) 乙は、人材・知・資金の好循環により継続的に大学等発 SU を創出するスタートアップ・エコシステムの構築に向け、起業に携わる人材がプラットフォーム内で育成・活躍できる環境、事業成長するスタートアップが創出しやすい環境、及び成長したスタートアップからの資金が大学・プラットフォームに還流し、更なる投資につながる環境等の整備を、参画機関を拡充しながら実施するものとする。また、乙が拠点都市 PF に参画している場合、乙</p>	<p><u>2 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施される場合、次の各号を実施するものとする。</u></p> <p>(1) 乙は、大学等発 SU 創出にポтенシャルがあるシーズを発掘し、大学等発 SU の創出に向け、研究成果と事業化の間のギャップを埋めるため、案件発掘の段階から事業化に向けて達成すべき事業開発・研究開発マイルストンを設定し、研究開発課題のビジネスモデルのブレッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客のヒアリング等を、学内外の起業支援人材のほか、事業化推進機関や経営者候補人材等と共同し、集中的・一体的に事業開発・研究開発を進めるためのプログラムの構築と運営を実施するものとする。</p> <p>(2) 乙は、人材・知・資金の好循環により継続的に大学等発 SU を創出するスタートアップ・エコシステムの構築に向け、起業に携わる人材がプラットフォーム内で育成・活躍できる環境、事業成長するスタートアップが創出しやすい環境、及び成長したスタートアップからの資金が大学・プラットフォームに還流し、更なる投資につながる環境等の整備を、参画機関を拡充しながら実施するものとする。また、乙が拠点都市 PF に参画している場合、乙</p>	<p>新会社向けに条項を追加したことによる補足の追加</p>

<p>(参画機関に係る共同研究契約等)</p> <p>第2条 乙は、本研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう秘密保持や知的財産の取扱いなどについて本契約等に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>は、スタートアップ・エコシステムの国際化に向けた取り組みを実施するものとする。</p>	
<p>(研究担当者の移籍に伴う取得物品の取扱い)</p> <p>第3条 乙が、契約項目において大学等と認められたときは、次の各号の規定に従うものとする。</p>	<p>(参画機関に係る共同研究契約等)</p> <p>第3条 乙は、本研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう秘密保持や知的財産の取扱いなどについて本契約等に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講ずるものとする。</p>	
<p>(1) 乙は、次のア又はイに該当する場合は、研究担当者の移籍先となる他の研究機関に対して取得物品を無償で譲渡するものとする。ただし、移籍後も本研究の実施に支障のないよう必要な措置を講ずることができる場合で、かつ、研究担当者の同意がある場合は、この限りではない。</p> <p>ア 一般条項第11条第1項第1号の規定により本研究が中止され、本研究と同内容の研究が研究担当者の移籍する他の研究機関において実施される場合</p> <p>イ 研究期間終了後に研究担当者が他の研究機関へ移籍する場合で本研究と同内容の研究が当該他の研究機関において実施される場合</p>	<p>(研究者等の移籍に伴う研究開発費で取得した物品の取扱い)</p> <p>第4条 乙が、契約項目において大学等と認められたときは、次の各号の規定に従うものとする。</p> <p>(1) 乙は、次のア又はイに該当する場合は、研究者等の移籍先となる他の研究機関に対して研究開発費で取得した物品を無償で譲渡するものとする。ただし、移籍後も本研究の実施に支障のないよう必要な措置を講ずることができる場合で、かつ、研究者等の同意がある場合は、この限りではない。</p> <p>ア 一般条項第11条第1項第1号の規定により本研究が中止され、本研究と同内容の研究が研究者等の移籍する他の研究機関において実施される場合</p> <p>イ 研究期間終了後に研究者等が他の研究機関へ移籍する場合で本研究と同内容の研究が当該他の研究機関において実施される場合</p>	<p>(研究者等の移籍に伴う研究開発費で取得した物品の取扱い)</p> <p>第4条 乙が、契約項目において大学等と認められたときは、次の各号の規定に従うものとする。</p> <p>(1) 乙は、次のア又はイに該当する場合は、研究者等の移籍先となる他の研究機関に対して研究開発費で取得した物品を無償で譲渡するものとする。ただし、移籍後も本研究の実施に支障のないよう必要な措置を講ずることができる場合で、かつ、研究者等の同意がある場合は、この限りではない。</p> <p>ア 一般条項第11条第1項第1号の規定により本研究が中止され、本研究と同内容の研究が研究者等の移籍する他の研究機関において実施される場合</p> <p>イ 研究期間終了後に研究者等が他の研究機関へ移籍する場合で本研究と同内容の研究が当該他の研究機関において実施される場合</p>
<p>(2) 前号において取得物品の当該他の研究機関に対する無償譲渡を行えない特別の事情があり、かつ、甲と乙の間で合意したときは、乙は甲の指示に従い、取得物品を甲に無償で譲渡するものとし、乙は当該取得物品の移設及び工事について協力するものとする。</p>	<p>(2) 前号において研究開発費で取得した物品の当該他の研究機関に対する無償譲渡を行えない特別の事情があり、かつ、甲と乙の間で合意したときは、乙は甲の指示に従い、研究開発費で取得した物品を甲に無償で譲渡するものとし、乙は研究開発費で取得した当該物品の移設及び工事について協力するものとする。</p>	<p>(2) 前号において研究開発費で取得した物品の当該他の研究機関に対する無償譲渡を行えない特別の事情があり、かつ、甲と乙の間で合意したときは、乙は甲の指示に従い、研究開発費で取得した物品を甲に無償で譲渡するものとし、乙は研究開発費で取得した当該物品の移設及び工事について協力するものとする。</p>
<p>2 乙が、契約項目において企業等と認められたときは、一般条項第5条第2項第2号に基づき乙に帰属する取得物品に係る研究担当者が移籍する場合の取扱いについて、本条第1項第1号を準用する。</p>	<p>(3) 乙は、新会社設立後、新会社に研究開発費で取得した物品の貸与又は譲渡等の便宜を図るものとする。<u>(本号は、本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムの GAP ファンドによる成果として起業された新会社の場合、適用されない。)</u></p>	<p>(3) 乙は、新会社設立後、新会社に研究開発費で取得した物品の貸与又は譲渡等の便宜を図るものとする。</p>
<p>(基金廃止の場合における企業等に係る物品等の取扱い)</p> <p>第4条 契約項目において基金とされた事業において、本事業の委託研究費の財源として造成された基金が廃止される場合、契約項目において企業等と認められた乙は、一般条項第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、甲に所有権が帰属する取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、本研究成果の発展に寄与することを目的として、甲の求めに応じ、遅滞なく甲から買い取るものとする。ただし、甲が当該取得物品等の使用又は処分等を必要とする場合は、この限りではない。</p>	<p>(基金廃止の場合における企業等に係る物品等の取扱い)</p> <p>第5条 契約項目において基金とされた事業において、本事業の委託研究費の財源として造成された基金が廃止される場合、契約項目において企業等と認められた乙は、一般条項第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、甲に所有権が帰属する取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、本研究成果の発展に寄与することを目的として、甲の求めに応じ、遅滞なく甲から買い取るものとする。ただし、甲が当該取得物品等の使用又は処分等を必要とする場合は、この限りではない。</p>	<p>(基金廃止の場合における企業等に係る物品等の取扱い)</p> <p>第5条 契約項目において基金とされた事業において、本事業の委託研究費の財源として造成された基金が廃止される場合、契約項目において企業等と認められた乙は、一般条項第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、甲に所有権が帰属する取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、本研究成果の発展に寄与することを目的として、甲の求めに応じ、遅滞なく甲から買い取るものとする。ただし、甲が当該取得物品等の使用又は処分等を必要とする場合は、この限りではない。</p>
<p>(法令及び指針等の遵守・善管注意義務)</p> <p>第6条 乙が、契約項目において企業等と認められたときは、一般条項第2条の規定にかかわらず、本契約では法令及び指針等の遵守・善</p>		<p>(法令及び指針等の遵守・善管注意義務)</p> <p>第6条 乙が、契約項目において企業等と認められたときは、一般条項第2条の規定にかかわらず、本契約では法令及び指針等の遵守・善</p>

<p>管注意義務につき本条第2項から第6項までの規定を適用する。ただし、本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙が、スタートアップ・エコシステム共創プログラムのGAPファンドによる成果として起業された新会社の場合を除く。</p> <p>2 乙は、本研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するものとし、また、本研究を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>4 乙は、乙の責任において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>5 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>6 乙は、本条第2項及び第3項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p> <p>(甲に所属する研究者等)</p> <p>第5条 甲は、乙と協議の上、甲に所属する研究者等を乙の管理する施設において乙に所属する研究者等と共同して本研究に従事させることができるものとする。</p> <p>2 甲は、甲に所属する研究者等を乙の管理する施設において本研究に従事させる場合には、別途乙に通知するものとする。</p> <p>3 甲は、甲に所属する研究者等が、乙が管理する施設及び設備(福利厚生に係る施設を含む。)(以下「施設等」という。)を使用する場合、甲に所属する研究者等が乙の施設等使用に関する指示及び諸規定を遵守するよう措置するものとする。</p> <p>4 甲に所属する研究者等が乙の管理する施設において、乙に所属する研究者等と共同して本研究に従事する場合、乙は、甲に所属する研究者等に対して、指揮命令を行わない。ただし、乙の設備管理・安全衛生上及び乙における法令等の遵守のため必要とされる場合は、この限りではない。</p> <p>5 乙は、甲に所属する研究者等に対し、乙の施設等の利用等について、乙に所属する研究者等と同等の扱いをしなければならない。また、乙は、甲に所属する研究者等が本研究の実施及び乙の施設内での生活環境において不利益等を被らないよう措置する。</p> <p>6 甲は、甲に所属する研究者等が一般条項第9条に規定する秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その所属を離れた後も同条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。</p> <p>7 甲は、乙が知財条項第2条から第7条に定める義務と同様の義務を履行することを条件に、甲に所属する研究者等が本研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権については、甲に所属する</p>	<p>管注意義務につき本条第2項から第6項までの規定を適用する。</p> <p>2 乙は、本研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するものとし、また、本研究を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>4 乙は、乙の責任において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>5 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>6 乙は、本条第2項及び第3項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p>	<p>管注意義務につき本条第2項から第6項までの規定を適用する。</p> <p>2 乙は、本研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するものとし、また、本研究を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>4 乙は、乙の責任において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>5 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>6 乙は、本条第2項及び第3項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p>	<p>新会社向けに条項を追加したことに伴う補足の追加</p>
--	---	---	--------------------------------

<p>研究者等の同意が得られた場合、乙に承継させることができるものとする。ただし、当該同意を得るための甲に所属する研究者等との協議並びに必要な措置は、乙自らが行うものとする。また、乙は、甲に所属する研究者等に不利益が生じないよう、当該同意における承継の対価等に関する条件については、乙に所属する研究者等と同等の扱いをするものとする。</p>	<p>8 甲と乙の間で、甲に所属する研究者等を乙に出向させる取扱いを別途定める場合において、本契約と出向に係る取扱いとの間に矛盾が生じる場合には、出向に係る取扱いの定めが優先して適用されるものとする。</p>		
<p>(複数年度契約における委託研究費の繰越)</p> <p>第6条 契約項目において企業等と認められた乙は、契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、一般条項第10条第4項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が定める期日までに提出することを条件に、当事業年度における委託研究費の未使用額のうち10万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度として、甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができるものとする。</p> <p>(新会社による委託研究費の使途及び使用)</p> <p>第8条 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムのGAPファンドによる成果として起業された新会社の場合、乙は、委託研究費を用いて自己の収入を得る行為を行うことはできず、また、委託研究費を営業活動及び販売拡大活動に係る費用として支出することはできないものとする。</p> <p>(新会社における調査)</p> <p>第9条 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムのGAPファンドによる成果として起業された新会社の場合、調査について、一般条項第2条の2の規定にかかわらず、本条第2項及び第3項の規定を適用する。</p> <p>2 甲は、本研究の進捗状況、委託研究費の使用状況及び新会社の資金繰り等を含む経営状況について調査する必要があると認めるときは、甲の職員又は甲の指定する者に本研究に係る進捗状況及び帳簿、証拠書類のほか、関連する物件等(甲の判断により本研究に係るもの以外の資料を対象とすることを妨げない。)を調査させることができる。</p> <p>3 乙は、前項の調査に協力するとともに、甲の求めに応じて、適宜、前項に定める書類等を甲の指定した期日までに提出するものとする。</p> <p>(新会社における取得物品の帰属等)</p> <p>第10条 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムのGAPファンドによる成果として起業された新会社の場合、取得物品の帰属等について、一般条項第5条の規定にかかわらず、本条第2項から第6項までの規定を適用する。</p> <p>2 その取得価額及び使用可能期間にかかるわらず、取得物品の所有権</p>	<p>(複数年度契約における委託研究費の繰越)</p> <p>第7条 契約項目において企業等と認められた乙は、契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、一般条項第10条第4項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が定める期日までに提出することを条件に、当事業年度における委託研究費の未使用額のうち10万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度として、甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができるものとする。</p>	<p>(複数年度契約における委託研究費の繰越)</p> <p>第7条 契約項目において企業等と認められた乙は、契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、一般条項第10条第4項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が定める期日までに提出することを条件に、当事業年度における委託研究費の未使用額のうち10万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度として、甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができるものとする。</p>	<p>新会社向けに条項を追加(第8条～第12条)</p>

	<p>は、乙に帰属するものとする。</p> <p>3 乙は、研究期間終了までの間、取得物品に対し、抵当権、質権その他一切の担保物権を設定してはならない。</p> <p>4 乙は、研究期間終了までの間、取得物品を売却してはならない。</p> <p>5 乙は、研究期間終了までの間、取得物品を営利目的の活動に使用し、収入を得てはならない。</p> <p>6 乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は取得物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。</p> <p>(新会社による半期報告)</p> <p>第11条 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムの GAP ファンドによる成果として起業された新会社の場合、乙は、一般条項第10条に定める乙の報告義務のほか、半期(本支援の開始日を含む月から6ヶ月間をいう。)の本研究の進捗に関する目標を定め、当該半期終了後甲が別途指定する日までに、乙の資金繰り表を添えて当該目標の達成状況をプラットフォームに報告する(甲にはそれらの写しを提出する)ものとする。</p> <p>(新会社における停止、中止又は期間の変更)</p> <p>第12条 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムの GAP ファンドによる成果として起業された新会社の場合、委託研究費の使用の停止、中止及び本研究の停止、中止又は期間の変更について、一般条項第11条の規定にかかわらず、本条第2項から第5項までの規定を適用する。</p> <p>2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託研究費の使用の停止又は中止及び本研究の停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。また、乙は、次の第1号から第5号のいずれかの事由が発生した場合、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 研究担当者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題その他の事由の発生又は本研究に対し甲又はプラットフォームが行う評価により、本研究を継続することが適切ではないと甲又はプラットフォームが判断した場合 (2) 乙が、シード期において民間資金又は競争的研究費等を獲得するなど、資金調達を実現した場合 (3) 一般条項第12条、第16条又は第17条に定める本契約の解除事由が発生した場合 (4) 天災その他やむを得ない事由がある場合 (5) 乙が特別条項第11条に定める半期報告を怠った場合 (6) 特別条項第11条に定める半期報告の結果、甲又はプラットフォームが本研究を継続することが適切でないと判断した場合 (7) 乙が一般条項第2条第4項に定める指示に従わない場合 (8) 乙が一般条項第2条第5項に定める義務を果たさない場合 (9) 乙が、本項に定める甲への報告を怠った場合 <p>3 前項により甲から本研究の中止を指示された場合、本研究はその時点で終了し、一般条項第10条に従い、乙は委託研究実績報告書等を甲に提出し、甲乙間で委託研究費の精算を行う。</p>	
--	---	--

<p>(存続条項) 第7条 特別条項第3条第1項第1号及び第2項、第4条、第5条第7項及び本条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。 「以下、余白」</p>	<p>4 本条第2項に基づき甲から委託研究費の使用の停止若しくは中止又は本研究の停止若しくは中止を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負わない。 5 甲及び乙は、両者合意の上、別途、研究計画書記載の研究期間の範囲内において契約期間を延長、又は短縮することができる。</p>	<p>(存続条項) 第13条 特別条項第4条第1項第1号及び第3号、第5条、第9条、第10条第2項及び第6項、第12条第3項及び第4項並びに本条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。 「以下、余白」</p>	<p>(存続条項) 第8条 特別条項第4条、第5条及び本条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。 「以下、余白」</p> <p>取扱い状況を踏まえた見直し。</p>
---	--	--	--